

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2019年4月 1日
至 2020年3月31日

沖縄セルラー電話株式会社

別表第四 (第5条、第9条及び第10条関係)

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2019年4月 1日

至 2020年3月31日

総 務 大 臣 殿

2020年6月30日提出

会 社 名 沖縄セルラー電話株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 湯浅 英雄

本店の所在の場所 沖縄県那覇市松山1丁目2番1号

電 話 番 号 (098) 951-0639

連 絡 者 執行役員経営管理部長 上原 靖

接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所

所 在 地 沖縄県那覇市松山1丁目2番1号

名 称 本社

目 次

	頁
第一部 概要紹介	1
1 報告書の目的	2
2 根拠法令等	2
3 会計処理の基準	2
(1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連	2
(2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気設備の 接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）	2
4 接続会計財務諸表の構成	3
(1) 貸借対照表	3
(2) 損益計算書	3
(3) 個別注記表	3
(4) 役務別固定資産帰属明細表	3
(5) 移動電気通信役務収支表	3
5 計算結果証明報告の紹介	4
6 第3条第1項ただし書の許可事項	4
第二部 計算結果証明報告	5
1 責任範囲	6
2 証明の基準	6
3 計算結果証明	6
第三部 接続会計財務諸表	8
1 貸借対照表	9
2 損益計算書	10
3 個別注記表	11
4 役務別固定資産帰属明細表	20
5 移動電気通信役務収支表	22
第四部 参考情報	24
1 配賦整理書の紹介及び入手方法	25
2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し 取得すべき金額の、原価及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額	25
3 特に重要な費用の配賦基準の説明	25
4 用語解説	25
5 その他	26

第一部 概要紹介

1 報告書の目的

本報告書は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）第34条第6項の規定に従い、告示（「電気通信事業法第34条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成14年2月7日総務省告示第72号））において指定された当社の第二種指定電気通信設備※の接続に関する会計の基準、計算の結果その他法令に定められた事項を広く一般に公表するために作成し、接続料の適正且つ円滑な算定に資することを目的としております。

※「第二種指定電気通信設備」については、「第四部 参考情報 4 用語解説」をご参照ください。

【参考】

■事業法第34条第6項

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

2 根拠法令等

本報告書は、以下の法令の規定に基づいて作成しております。

- ・電気通信事業法
（昭和59年法律第86号）
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則
（平成23年3月31日総務省令第24号。以下「二種接続会計規則」という。）

3 会計処理の基準

(1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連

当社は、電気通信事業会計規則（昭和60年4月1日郵政省令第26号。以下「会計規則」という。）に定める基準に従って会計を整理し、事業年度における財政状態及び経営成績を明らかにしております。（以下「財務会計」という。）

二種接続会計規則に基づく会計（以下「接続会計」という。）は、財務会計で整理された電気通信事業にかかる費用、収益を、移動電気通信役務収支表の役務の種類に適正に区分して整理するものであります。

(2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）

該当事項はありません。

4 接続会計財務諸表の構成

(1) 貸借対照表

二種接続会計規則第4条の規定により準用する会計規則第5条前段の規定に従って作成しております。

(2) 損益計算書

二種接続会計規則第4条の規定により準用する会計規則第5条前段の規定に従って作成しております。

(3) 個別注記表

二種接続会計規則第5条の規定により別表第一に定める個別注記表を作成しております。

(4) 役務別固定資産帰属明細表

有形固定資産

役務の種類毎に整理した有形固定資産を記載しております。

無形固定資産

役務の種類毎に整理した無形固定資産を記載しております。

(5) 移動電気通信役務収支表

営業収益

役務の種類毎に整理した営業収益を記載しております。

営業費用

役務の種類毎に整理した営業費用を記載しております。

営業費

役務の種類毎に整理した営業費を記載しております。

施設保全費

役務の種類毎に整理した施設保全費を記載しております。

管理費

役務の種類毎に整理した管理費を記載しております。

減価償却費

役務の種類毎に整理した減価償却費を記載しております。

固定資産除却費

役務の種類毎に整理した固定資産除却費を記載しております。

通信設備使用料

役務の種類毎に整理した通信設備使用料を記載しております。

租税公課

役務の種類毎に整理した租税公課を記載しております。

営業利益

役務の種類毎に整理した営業利益を記載しております。

5 計算結果証明報告の紹介

二種接続会計規則第11条の規定に従い、接続会計財務諸表が二種接続会計規則に基づいて適正に作成されていることについて職業的に資格のある会計監査人の調査を受け、「第二部計算結果証明報告」に収録した監査報告書を受領しております。

6 第3条第1項ただし書の許可事項

該当事項はありません。

第二部 計算結果證明報告

- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

上記について、次の通り会計監査人からの監査報告書を受領しております。

なお、貸借対照表、損益計算書及び個別注記表については、第29期事業年度の計算書類として、接続会計に準拠して会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、監査法人から監査報告書を受領しております。当社ホームページの事業報告及び個別注記表をご参照ください。

https://www.au.com/okinawa_cellular/ir/status/ir_stock_tsushin/index.html

独立監査人の監査報告書

2020年6月11日

沖縄セルラー電話株式会社
取締役会 御中

PwC 京都監査法人

京都事務所

指定社員 公認会計士 高 井 晶 治 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 江 口 亮 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）（以下「第二種接続会計規則」という。）第11条の規定に基づき、沖縄セルラー電話株式会社の第29期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表及びそれらの注記（以下「明細表及び収支表」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の明細表及び収支表が、全ての重要な点において、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「明細表及び収支表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項—明細表及び収支表作成の基礎

注記に記載されているとおり、明細表及び収支表は、沖縄セルラー電話株式会社が第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

沖縄セルラー電話株式会社は、上記の明細表及び収支表のほかに、2020年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書並びに財務諸表をそれぞれ作成しており、当監査法人は、これらに対して、2020年4月23日に会社法の規定に基づく監査報告書を、2020年6月11日に金融商品取引法の規定に基づく監査報告書を発行している。

明細表及び収支表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して明細表及び収支表を作成することにある。また、明細表及び収支表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない明細表及び収支表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

明細表及び収支表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき明細表を作成することが適切である

かどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

明細表及び収支表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、明細表及び収支表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から明細表及び収支表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、明細表及び収支表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 明細表及び収支表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として明細表及び収支表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において明細表及び収支表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する明細表及び収支表の注記事項が適切でない場合は、明細表及び収支表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 明細表及び収支表の表示及び注記事項が、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠しているかどうかを評価する。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第三部 接続会計財務諸表

貸借対照表

沖縄セルラー電話株式会社

2020年3月31日

(単位：百万円)

科目	金額		科目	金額	
(資産の部)			(負債の部)		
I 固定資産			I 固定負債		
A 電気通信事業固定資産			1. ポイント引当金		994
(1) 有形固定資産			2. 株式給付引当金		58
1. 機械設備	34,785		3. 固定資産撤去引当金		736
減価償却累計額	25,206	9,579	4. 資産除去債務		210
2. 空中線設備	12,567		5. その他の固定負債		9
減価償却累計額	7,690	4,877	固定負債合計		2,008
3. 市外線路設備	139				
減価償却累計額	18	120	II 流動負債		
4. 土木設備	567		1. 買掛金		1,675
減価償却累計額	9	557	2. 未払金		6,971
5. 海底線設備	2,432		3. 未払費用		148
減価償却累計額	-	2,432	4. 未払法人税等		2,023
6. 建物	11,246		5. 前受金		79
減価償却累計額	3,783	7,463	6. 預り金		1,594
構築物	1,235		7. 前受収益		7
減価償却累計額	941	293	8. 賞与引当金		261
8. 機械及び装置	93		9. 役員賞与引当金		24
減価償却累計額	61	31	10. 契約損失引当金		285
9. 車両	186		流動負債合計		13,073
減価償却累計額	167	19	負債合計		15,081
10. 工具、器具及び備品	1,265				
減価償却累計額	920	344	(純資産の部)		
11. 土地		2,137	I 株主資本		
12. 建設仮勘定		2,070	1. 資本金		1,414
有形固定資産合計		29,926	2. 資本剰余金		
(2) 無形固定資産			(1) 資本準備金	1,614	
1. 施設利用権		21	資本剰余金合計		1,614
2. ソフトウェア		341	3. 利益剰余金		
3. 借地権		2	(1) 利益準備金	64	
4. その他の無形固定資産		7	(2) その他利益剰余金		
無形固定資産合計		372	別途積立金	71,300	
電気通信事業固定資産合計		30,299	繰越利益剰余金	12,059	
B 附帯事業固定資産			利益剰余金合計		83,424
(1) 有形固定資産			4. 自己株式		△130
1. 有形固定資産	1,544		株主資本合計		86,323
減価償却累計額	101	1,442			
有形固定資産合計		1,442	II 評価・換算差額等		
(2) 無形固定資産			1. その他有価証券評価差額金	27	
1. 無形固定資産		17	評価・換算差額等合計		27
無形固定資産合計		17	純資産合計		86,350
附帯事業固定資産合計		1,460			
C 投資その他の資産					
1. 投資有価証券		341			
2. 関係会社株式		1,121			
3. 社内長期貸付金		36			
4. 長期前払費用		2,404			
5. 前払年金費用		210			
6. 繰延税金資産		1,120			
7. 敷金及び保証金		44			
8. その他の投資及びその他の資産		22			
9. 貸倒引当金		△22			
投資その他の資産合計		5,278			
固定資産合計		37,038			
II 流動資産					
1. 現金及び預金		2,465			
2. 売掛金		27,599			
3. 未収入金		1,629			
4. 貯蔵品		996			
5. 前払費用		179			
6. 関係会社短期貸付金		31,523			
7. その他の流動資産		2			
8. 貸倒引当金		△2			
流動資産合計		64,394			
資産合計		101,432	負債・純資産合計		101,432

損益計算書

沖縄セルラー電話株式会社

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額	
I 電気通信事業営業損益		
(1) 営業収益		45,931
(2) 営業費用		
1. 営業費	12,091	
2. 施設保全費	3,106	
3. 管理費	1,577	
4. 減価償却費	4,388	
5. 固定資産除却費	446	
6. 通信設備使用料	8,920	
7. 租税公課	476	
電気通信事業営業利益		31,006
II 附帯事業営業損益		
(1) 営業収益		19,037
(2) 営業費用		20,284
附帯事業営業損失		1,246
営業利益		13,678
III 営業外収益		
1. 受取利息	44	
2. 受取配当金	33	
3. 受取賃貸料	11	
4. 受取保険料	2	
5. 補助金収入	31	
6. 雑収入	18	
経常利益		141
税引前当期純利益		13,819
法人税、住民税及び事業税		3,962
法人税等調整額		△152
当期純利益		10,008

個別注記表

沖縄セルラー電話株式会社

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

子会社株式

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

機械設備

定率法

機械設備を除く有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備 9年

空中線設備 10～21年

建物 6～50年

②無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

当社は、当事業年度末において年金資産の見込額が退職給付債務見込額から、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を控除した額を超過しているため、当該超過額を投資その他の資産の「前払年金費用」に計上しております。

なお、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

③ポイント引当金

将来のポイントサービス（「au WALLETポイントプログラム」等）の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

④株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役及び管理職への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

⑤固定資産撤去引当金

3G携帯電話向けサービスの2022年3月末サービス終了に伴い、これら設備の撤去工事に備えるため、撤去費用を合理的に見積もることが可能な撤去工事について、当該見積額を計上しております。

⑥賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

⑦役員賞与引当金

役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により当事業年度負担額を計上しております。

⑧契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込み額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務を加減した額から、年金資産の額を控除した額を前払年金費用に計上しております。

③連結納税制度の適用

当社は、連結納税制度を適用しております。

④連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

繰延税金資産等の算定にあたっては、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

該当事項はありません。

(誤謬の訂正に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

①関係会社に対する短期金銭債権	33,126百万円
②関係会社に対する短期金銭債務	6,047百万円

(2) 保証債務

他の会社の金融機関からの借入金に対し、保証（保証予約を含む。）を行っております。

沖縄通信ネットワーク株式会社 26百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

①関係会社との営業取引による受取額	3,187百万円
②関係会社との営業取引による支払額	23,947百万円
③関係会社との営業取引以外（資金貸借以外）の受取額	31百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 27,342,000株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式 30,145株

(注) 当事業年度末日の自己株式のうち、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する株式数は29,771株であります。

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月13日 定時株主総会	普通株式	1,859	68.0	2019年3月31日	2019年6月14日
2019年10月25日 取締役会	普通株式	1,859	68.0	2019年9月30日	2019年12月5日
計		3,718			

(注) 1. 2019年6月13日取締役会決議の配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

2. 2019年10月25日取締役会決議の配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与SOP信託が所有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2020年6月11日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案することを予定しております。

1. 配当金の総額 2,105百万円
2. 1株当たり配当額 77円00銭
3. 基準日 2020年3月31日
4. 効力発生日 2020年6月12日

なお、原資については、利益剰金とすることを予定しております。

(注) 配当金の総額には役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式の配当2百万円が含まれております。

(4) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
減価償却費超過額	253
未払事業税否認	97
未確定債務否認	45
前受金否認	23
ポイント引当金否認	297
契約損失引当金否認	85
固定資産撤去引当金否認	220
株式報酬引当金否認	17
賞与引当金否認	85
貯蔵品評価損否認	37
資産除去債務否認	63
その他	19
繰延税金資産計	1,247
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△11
資産除去債務	△52
前払年金費用	△62
繰延税金負債計	△126
繰延税金資産の純額	1,120

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、主に電気通信事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を営業活動による現金収入により調達しており借入金はありません。一時的な余資はKDDIグループ企業に対する短期的な貸付金に限定して運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金並びに関係会社短期貸付金は、顧客及び取引先の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

また、営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクにさらされますが、当社では、適時に資金繰り計画を作成、更新するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,465	2,465	—
(2) 売掛金	27,599		
貸倒引当金（*1）	△2		
	27,596	27,596	—
(3) 未収入金	1,629	1,629	—
(4) 関係会社短期貸付金	31,523	31,523	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	143	143	—
資産計	63,358	63,358	—
(6) 買掛金	1,675	1,675	—
(7) 未払金	6,971	6,971	—
(8) 未払法人税等	2,023	2,023	—
負債計	10,670	10,670	—

（*1）売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらはおおむね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが困難なため、貸倒引当金を信用リスクとみなし、それを控除したものを帳簿価額とみなしております。

(4) 関係会社短期貸付金

主として親会社であるKDDI株式会社との金銭消費貸借契約に基づく貸付金であります。契約では当社の意向により随時貸付金の回収が可能であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	103	143	39
合計		103	143	39

(6) 買掛金、(7) 未払金、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 以下の資産については次に掲げる理由により金融商品の時価情報に含まれておりません。

(単位：百万円)

金融商品の種類	貸借対照表計上額	理由
投資有価証券 非上場株式等	197	これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため。
関係会社株式 非上場株式	1,121	

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(持分法損益等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	KDDI株式会社	東京都 新宿区	141,851	電気通信 事業	(被所有) 直接 51.5% 間接 —	携帯電話端末の仕入、 信設備の購入及び保 の委託等 役員の兼任	業務委託及びアクセ スチャージ(受取)	212	—	—
							貸付金の回収	30,431	関係会社 短期貸付金	25,812
							資金の貸付	30,231	—	—
							利息の受取	31	—	—
							携帯電話端末及び 関連商品の購入	11,609	買掛金	1,210
							通信システム 等の購入	1,149	未払金	165
							業務委託及びアクセ スチャージ(支払)	2,009	未払金	42
							業務委託回線料	1,792	未払金	187
							コンテンツ 運用委託費	1,189	未払金	112
							債権譲渡手 料	1,152	—	—
支援・指導料	326	未払金	32							

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 業務受託及び業務委託については、双方協議のうえ卸電気通信役務の提供に関する契約等を締結しております。また、アクセスチャージについては、双方協議のうえ相互接続に関する協定を締結しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 携帯電話端末の仕入及び通信設備の購入については、同社からの見積原価により相互交渉のうえ決定しております。
4. 業務委託回線料については、交渉のうえ定められた利用契約に関する取引条件に基づき支払っております。
5. コンテンツ運用委託費及び債権譲渡手数料については、一般取引条件を参考に双方協議のうえ決定しております。
6. 支援・指導料については、経営及び業務支援の対価として、協議のうえ定められた料率を基に算定し支払っております。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	沖縄通信ネットワーク株式会社	沖縄県那覇市	1,184	電気通信業	(所有) 直接 54.2% 間接 —	通信回線の 賃借、設備保 委託等 役員の兼任	貸付金の回収	4,400	関係会社 短期貸付金	2,000
							資金の貸付	3,000		
							利息の受取	6	未収利息	1
							FTTH通信設備使用料	2,826	未払金	256
子会社	UQモバイル 沖縄株式会社	沖縄県那覇市	10	電気通信業	(所有) 直接 100%	通信サービスの卸提供	貸付金の回収	2,875	関係会社 短期貸付金	3,459
							資金の貸付	3,717		
							利息の受取	5	未収利息	2
							電気通信サービスの卸提供	1,328	売掛金	95

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. FTTH通信設備使用料については、双方協議のうえ卸電気通信役務に関する契約書等を締結しております。
3. 電気通信サービスの卸提供については、当社接続約款をもとに他の電気通信事業者と同一条件での卸電気サービス契約書を締結しております。

(3) 兄弟会社等

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額 3,161円66銭

(2) 1株当たり当期純利益 366円46銭

(注) 1株当たりの情報の算定において、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式及び期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制の適用会社であります。

(資産除去債務に関する注記)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(その他の注記)

取締役に対する業績連動型株式報酬制度

当社は、取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下同じ）に対して、中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的に、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に對して、当社が定める役員報酬BIP信託に関する株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

(2) 信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度の当該株式の帳簿価額は39百万円、株式数は9,200株であります。

管理職に対する株式付与制度

当社は、管理職以上の従業員（以下「従業員」）に対して、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するためのインセンティブ付けを図ることを目的に、株式付与ESOP信託による株式付与制度（以下「本制度」）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、従業員に對して、当社が定める株式付与ESOP信託に関する株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される株式付与制度です。なお、従業員が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として従業員の退職時とします。

(2) 信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度の当該株式の帳簿価額は89百万円、株式数は20,571株であります。

4 役務別固定資産帰属明細表

別表第二 役務別固定資産帰属明細表の様式（第5条及び第6条関係）

役務別固定資産帰属明細表

事業者名 沖縄セルラー電話株式会社

事業年度 自 2019年4月 1日

至 2020年3月31日

(単位 百万円)

役務の種類		移動電通信役務			移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計		
		音声伝送 役務	データ伝送 役務	小計				
		携帯電話	携帯電話					
電気通信事業固定資産	有形固定資産	機械設備	取得価額	8,366	24,472	32,838	1,947	34,785
			減価償却累計額	6,123	19,083	25,206	—	25,206
			帳簿価格	2,242	5,389	7,631	1,947	9,579
		空中線設備	取得価額	3,739	8,827	12,567	—	12,567
			減価償却累計額	2,288	5,402	7,690	—	7,690
			帳簿価格	1,451	3,425	4,877	—	4,877
		市外線路設備	取得価額	11	28	40	98	139
			減価償却累計額	5	13	18	—	18
			帳簿価格	6	14	21	98	120
		土木設備	取得価額	6	15	22	544	567
			減価償却累計額	2	6	9	—	9
			帳簿価格	3	9	12	544	557
		海底線設備	取得価額	—	—	—	2,432	2,432
			減価償却累計額	—	—	—	—	—
			帳簿価格	—	—	—	2,432	2,432
		建物	取得価額	3,096	7,305	10,401	845	11,246
			減価償却累計額	1,126	2,656	3,783	—	3,783
			帳簿価格	1,970	4,648	6,618	845	7,463
		構築物	取得価額	356	841	1,198	37	1,235
			減価償却累計額	280	661	941	—	941
			帳簿価格	76	180	256	37	293
		機械及び装置	取得価額	27	65	93	—	93
			減価償却累計額	18	43	61	—	61
			帳簿価格	9	22	31	—	31
		車両	取得価額	55	131	186	—	186
			減価償却累計額	49	117	167	—	167
			帳簿価格	5	13	19	—	19

	工具、器具及び 備品	取得価額	370	874	1,244	20	1,265
		減価償却累計額	274	646	920	—	920
		帳簿価格	96	227	324	20	344
	土地	取得価額	621	1,465	2,087	49	2,137
		減価償却累計額	—	—	—	—	—
		帳簿価格	621	1,465	2,087	49	2,137
	建設仮勘定	取得価額	616	1,453	2,070	—	2,070
		減価償却累計額	—	—	—	—	—
		帳簿価格	616	1,453	2,070	—	2,070
	有形固定資産合計	取得価額	17,269	45,481	62,751	5,975	68,727
		減価償却累計額	10,168	28,631	38,800	—	38,800
		帳簿価格	7,100	16,850	23,951	5,975	29,926
無形固定資産合計	帳簿価格	110	259	370	1	372	
電気通信事業固定資産合計			7,211	17,110	24,321	5,977	30,299

注記事項

1. 役務別固定資産帰属明細表の作成基準

本役務別固定資産帰属明細表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年3月31日 総務省令第24号）に基づいて作成しております。

2. 電気通信役務に関連する固定資産の配賦基準

電気通信役務に関連する固定資産の配賦基準については、第二種指定電気通信設備接続会計規則及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しております。

5 移動電気通信役務収支表

別表第三 移動電気通信役務収支表の様式（第5条及び第6条関係）

移動電気通信役務収支表

事業者名 沖縄セルラー電話株式会社

事業年度 自 2019年4月 1日

至 2020年3月31日

(単位 百万円)

		営業収益	営業費用	営業費	施設保全費	管理費	減価償却費	固定資産 除却費	通信設備 使用料	租税公課	営業利益	摘要
移動 電 気 通 信 役 務	音声伝送役務 (携帯電話)	15,263	9,732	5,030	852	616	1,303	132	1,627	168	5,531	
	データ伝送役務 (携帯電話)	24,418	15,828	5,684	2,227	857	3,075	313	3,368	302	8,590	
	小 計	39,681	25,560	10,715	3,079	1,473	4,378	446	4,996	470	14,121	
移動電気通信役務 以外の電気通信役務		6,249	5,446	1,376	26	103	9	—	3,924	5	803	
合 計		45,931	31,006	12,091	3,106	1,577	4,388	446	8,920	476	14,924	

注記事項

1. 移動電気通信役務収支表の作成基準

本移動電気通信役務収支表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年3月31日 総務省令第24号）に基づいて作成しております。

2. 電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準

電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準については、第二種指定電気通信設備接続会計規則及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して、第二種指定電気通信設備接続会計規則第8条において準用する電気通信事業会計規則第15条に基づく別表第三に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しております。

第四部 参考情報

1 配賦整理書の紹介及び入手方法

(1) 配賦整理書

当社では、移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類「配賦整理書」を作成し、一般に頒布しております。

(2) 入手方法

当社ホームページの接続会計報告書等より入手できます。

(URL : http://www.au.kddi.com/okinawa_cellular/corporate/disclosure/index.html)

2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し取得すべき金額の、原価及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額

該当事項はありません。

3 特に重要な費用の配賦基準の説明

該当事項はありません。

4 用語解説

第二種指定電気通信設備

その一端が総務省令(施行規則第23条の9の2第2項)で定める移動端末設備(以下「特定移動端末設備」という。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令(施行規則第23条の9の2第3項)で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって、総務省令(施行規則第23条の9の2第4項)で定めるものであって、告示(「電気通信事業法第34条第1項及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」(平成14年2月7日総務省告示第72号))で指定された次の電気通信設備。

- ・ 電気通信事業法施行規則第23条の9の2第4項第1号の交換設備(ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。)
- ・ 電気通信事業法施行規則第23条の9の2第4項第1号ロの交換設備相互間に設置される伝送路設備
- ・ 電気通信事業法施行規則第23条の9の2第4項第2号の伝送路設備

- ・ 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- ・ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- ・ 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第2項から前項までに掲げるものを除く。）

役務の種類

二種接続会計規則別表第二 役務別固定資産帰属明細表および別表第三 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務の種類

- ・ 携帯電話（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ データ伝送役務（移動電気通信役務のうち音声伝送役務以外の役務）
- ・ 移動電気通信役務以外の電気通信役務

直課

役務の種類に費用を直接に帰属させること。

配賦

収益及び費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、直課の方法によらず、固定資産価額比等を直接用いて、役務の種類等へ収益及び費用を帰属させること。

5 その他

当社は、二種接続会計規則別表第二 役務別固定資産帰属明細表および別表第三 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務については、提供していないことから、当該欄を省略して作成しております。

- ・ その他（移動電気通信役務のうち音声伝送役務およびデータ伝送役務の中のひとつの役務）